

山梨県公報

第二千六百二十一号

平成二十八年

七月十四日

木曜日

目次

公 告

- 一般競争入札について(二件)……………六五一
- 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………六五四
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)……………六五七
- 公安委員会
- 山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………六五九
- 落札者の決定について……………六五九
- 正 誤
- 平成二十八年七月四日付第二千六百十八号中……………六五九

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

- (一) 山梨県本庁舎で使用する電気 一式
 - (二) 七里岩トンネルほか七施設で使用する電気 一式
 - (三) 山梨県立北杜高等学校ほか四十施設で使用する電気 一式
 - (四) 山梨県北巨摩合同庁舎ほか六十一施設で使用する電気 一式
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

- 3 供給期間 平成二十八年十月一日から平成三十年九月三十日まで
- 4 供給場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部財産管理課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)
- (四) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

- 2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(燃料・電力)のうち、「電力」に係る登録を受けている者であること。
- 4 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であること。
- 5 調達をする物品等の供給実績及び環境への配慮に関する事項について、入札説明書及び仕様書に定めるところにより知事が適当と認めた者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 平成二十八年七月十四日(木)から同月二十六日(火)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県

の休日」という。)を除く。)

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部財産管理課

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

- 2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十八年七月二十六日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所 一の1(一)から(四)までについて、それぞれ日時は次のとおりとし、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館二階二〇一会議室で行う。

(一) 一の1(一)に係るもの 平成二十八年八月二十三日(火) 午前十時

(二) 一の1(二)に係るもの 平成二十八年八月二十三日(火) 午前十時十五分

(三) 一の1(三)に係るもの 平成二十八年八月二十三日(火) 午前十時三十五分

(四) 一の1(四)に係るもの 平成二十八年八月二十三日(火) 午前十一時十五分

- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部財産管理課宛てに平成二十八年八月二十二日(月)午後四時までに到着するように送付すること。

- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)

第百八条の二の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件

に違反したとき。

- 8 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

- 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の三に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部財産管理課(電話〇五五一一三三一―一三二六)

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:

(1) Supply of electricity for Government building owned by Yamanashi Prefectural Government

(2) Supply of electricity for Shichiriwa Tunnel and 7 other tunnels owned by Yamanashi Prefectural Government

(3) Supply of electricity for Hokuto High School and 40 facilities owned by Yamanashi Prefectural Government

(4) Supply of electricity for Kiakoma government building and 61 facilities owned by
Yamanashi Prefectural Government

2 Date and time for tender:

- (1) 10:00AM August 23,2016
 - (2) 10:15AM August 23,2016
 - (3) 10:35AM August 23,2016
 - (4) 11:15AM August 23,2016
- 3 Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural
Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1326

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 財務会計システム用機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十九年一月一日から平成三十一年十二月三十一日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十八年七月十五日（金）から同月二十六日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成二十八年七月二十五日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六の8の(二)の問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年八月二十三日（火）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難

いとき。

(四) から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十二号）第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問い合わせ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二三三―一四一七）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required:

Computer equipment for Yamanashi Prefectural Financial Accounting System 1 unit

2 Date and time for tender:

2:00 PM August 23,2016

3 Bureau in charge:

Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成二十七年年度の決算を次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十七日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 望 月 仁 司

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年 6月27日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 望月 仁 司

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
負担金	3,003,555	5,086,541	3,872,081	228,896	8,145			117,632	114,960				
介護分	239,415												
掛金・組合員保険料	3,036,106	2,600,680	2,631,027	228,894					111,437				
収 介護分	246,037												
施設収入・商品売上										314,114			
利息及び配当金	664					60,807	57,565	248	297	2,103	459,426	4	1
介護利息	5												
その他収入	357,094							38,561	48,742	2,615	2,300	133,642	334
入 他経理から繰入金								21,379					
前年度繰越支払準備金	448,178												
計	7,331,054	7,687,221	6,503,108	457,790	8,145	60,807	57,565	177,820	275,436	318,832	461,726	133,646	335
給付金	3,059,518												
役員給与								93,236	28,175	3,151	23,639	5,440	
旅費・事務費								6,096	3,496	915	1,116	853	
商品仕入										6,178			
飲食材料費										58,417			
委託費								1,598	1,853	112,936	25	25	
支払利息						60,807	57,565				400,555	118,348	334
連合会払込金	81,367												
連合会拠出金	270,930												
老人保健拠出金	34												
退職者給付拠出金	118,787												

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社太田土木
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見千七百五十五番地
 - 3 代表者の氏名 太田真崇穂
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第七〇八八号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社功安
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山熊野七百六十八番地六
 - 3 代表者の氏名 永田功
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九〇七七号
- 四 処分の内容 土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社大平塗装工業
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市東花輪千九百五十四番地二
 - 3 代表者の氏名 大平ヒデ子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九一七一号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 穴山工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町八千蔵三百四十番地一
 - 3 代表者の氏名 穴山悦男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第二六六九号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年五月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月二十日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社赤池工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市城東三丁目十二番二号
 - 3 代表者の氏名 柳本麻衣
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第二〇九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社保坂建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜地六千三百七十二番地
 - 3 代表者の氏名 保坂敏浩
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二三）第二二一六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 水上電宮社

- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町塩田八百三十二番地
- 3 代表者の氏名 水上朋夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第七〇九六号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社ユニテック
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市玉川二百二十六番地
 - 3 代表者の氏名 依田喜文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第八一六五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 山口工業
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市鶴島字清八百七番地二
 - 3 代表者の氏名 山口恭弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第九八一六号

- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年七月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年六月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社タカノ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町千六百五十三番地
 - 3 代表者の氏名 鷹野行伸
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第七七三〇号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月十四日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成四年山梨県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

- 三 山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号。以下「暴排条例」という。）第二十七条第一項の規定による命令に関する事務

第三条を次のように改める。

（署長への事務の委任）

第三条 公安委員会は、次に掲げる事務を署長に委任する。

- 一 暴対法第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項、第三十條及び第三十條の三の規定による命令に関する事務
- 二 暴排条例第三十五條第一項の規定による命令に関する事務

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。

附 則

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年七月十四日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 交通情報総合管理システム
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨県警察本部交通部交通企画課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年六月二十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 名称 NECキヤピタルソリューション株式会社 西東京支店長 飯嶋武
 - (二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 落札金額 二億一千三百六十九万九百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年五月十九日

正 誤

ページ

行

誤

正

○ 平成二十八年七月四日(第二千六百十八号) 目次(公告)

六二七
上
八

平成二十七年
度

平成二十八
年度

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番